

懲戒処分公表

大隅肝属地区消防組合は、下表のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

事案の概要	<p>被処分者は、次の(1)ないし(3)の犯罪行為を行ったものとして、鹿児島地方裁判所鹿屋支部に起訴された。</p> <p>(1) 被処分者は、令和4年9月20日午前7時40分頃から同日午前8時47分までの間に、鹿児島県鹿屋市新生町5番25号ホテル太平温泉駐車場において、同所に駐車中の普通乗用自動車内から、現金2万2000円を窃取した。</p> <p>(2) 被処分者は、令和4年9月20日午前8時頃から同日午前8時47分頃までの間に鹿児島県鹿屋市新生町5番25号ホテル太平温泉駐車場において、同所に、駐車中の普通乗用自動車内から現金1万円を窃取した。</p> <p>(3) 被処分者は、令和4年9月23日午前9時42分頃から同日午前9時44分頃までの間に、鹿児島県鹿屋市新生町5番25号ホテル太平温泉駐車場において、同所に駐車中の軽四輪乗用自動車内から、現金1万円を窃取した。</p> <p>被処分者は、令和4年12月20日に実施した事実関係の聴取において、上記の犯罪行為を全て認めている。</p> <p>上記の犯罪行為は、地方公務員法第33条に基づく信用失墜行為に該当するとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるといえるから、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するものである。</p>												
処分の時期	令和4年12月23日												
懲戒被処分者及び処分内容	<table border="1"><tr><td data-bbox="491 1447 692 1507">所属</td><td data-bbox="692 1447 1385 1507">中央消防署</td></tr><tr><td data-bbox="491 1507 692 1568">職</td><td data-bbox="692 1507 1385 1568">消防職員</td></tr><tr><td data-bbox="491 1568 692 1628">性別</td><td data-bbox="692 1568 1385 1628">男性</td></tr><tr><td data-bbox="491 1628 692 1688">年齢</td><td data-bbox="692 1628 1385 1688">20歳代</td></tr><tr><td data-bbox="491 1688 692 1805">処分の種類及び程度</td><td data-bbox="692 1688 1385 1805">懲戒免職</td></tr><tr><td data-bbox="491 1805 692 1883">処分理由</td><td data-bbox="692 1805 1385 1883">地方公務員法違反</td></tr></table>	所属	中央消防署	職	消防職員	性別	男性	年齢	20歳代	処分の種類及び程度	懲戒免職	処分理由	地方公務員法違反
所属	中央消防署												
職	消防職員												
性別	男性												
年齢	20歳代												
処分の種類及び程度	懲戒免職												
処分理由	地方公務員法違反												

【問合せ先】 総務課 管理係 （電話）0994-52-1191